

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和 5 年 2 月 2 4 日

文部科学大臣 永岡 桂子

(理由)

一般社団法人専門職高等教育質保証機構から、別紙のとおり、学校教育法第 1 1 0 条第 1 項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第 1 1 2 条第 1 号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

令和 5 年 1 月 31 日

文 部 科 学 大 臣
永岡 桂子 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
代表理事 川口 昭彦

リハビリテーション分野専門職大学 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 今後 5 年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続
 - 6-1 専門職大学_評価基準要綱（リハビリテーション分野）
 - 6-2 専門職大学_自己評価実施要項（リハビリテーション分野）
 - 6-3 専門職大学_評価実施手引書（リハビリテーション分野）
- 7 認証評価のスケジュール
- 8 認証評価体制（組織図）
- 9 認証評価概要、認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
 - 9-1 専門職大学_認証評価基準（リハビリテーション分野）について
 - 9-2 認証評価体制、評価委員等候補者名簿（リハビリテーション分野）
- 10 認証評価対象専門職大学（リハビリテーション分野）一覧
- 11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応
- 12 認証評価に関する諸規則（経理規程）

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
事務連絡担当者 事務局長 高橋 宏樹
E-mail : jimukyoku@qaphe.com
T E L : 03-3403-3432 070-4816-1286

1 名称及び事務所の所在地

- (1) 名称
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
- (2) 事務所の所在地
〒106-0032
東京都港区六本木六丁目5番17号

2 役員の氏名

別紙役員名簿のとおり 【別添1 役員名簿】

3 評価の対象

専門職大学

4 大学評価基準及び評価方法

専門職大学の評価は、評価の目的・基本の方針、評価基準及び評価の実施体制・方法等を定めた「専門職大学評価基準要綱（リハビリテーション分野）（以下、「評価要綱）」、及び評価基準に基づいて対象大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等に関する事項を定めた「専門職大学自己評価実施要項（リハビリテーション分野）（以下、「自己評価要項）」、並びに評価担当者が評価の意義や方法を十分に理解し共通理解のもとで職務を遂行できるようマニュアルとして定めた「専門職大学評価実施手引書（リハビリテーション分野）（以下「評価手引書）」に基づき実施する。その概要は次のとおりである。

(1) 専門職大学評価基準

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」）の定める評価基準による。なお、概要は以下のとおり。【添付書類6-1：評価要綱（1-12頁）】

- ① 評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する専門職大学評価基準として策定されたものであり、専門職大学の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、7つの領域で構成される。【添付書類6-1：評価要綱（1-8頁）】
- ② 評価基準は、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）等を踏まえて、機構が専門職大学の教育活動等が評価基準に適合している旨の判断を行う際に、専門職大学に必要と考える要件及び評価対象大学の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定

めたものである。【添付書類6－1：評価要綱（3－8頁）】

- ③ 1 評価基準は、その内容により、次の2つに分類される。
- (i) 専門職大学において、評価基準に定められた基準を満たしていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等
 - (ii) 専門職大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例 「・・・行われていること。」「・・・機能していること。」等
- 2 基本的な観点は、基準ごとに内容を説明したものである。基本的な観点は、その内容により、次の3つに分類される。
- (i) 専門職大学において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であるか。」「・・・されているか。」等
 - (ii) 専門職大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例 「・・・行われているか。」「機能しているか。」等
 - (iii) 専門職大学において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。
例 「・・・が図られているか。」等

- ④ 専門職大学は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に適合認定が与えられる。【添付書類6－1：評価要綱（1－2頁）】

④-1 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。

④-2 重点評価項目（基準Ⅰ-2、基準Ⅶ-1～Ⅶ-3）のいずれか一つでも満たしていない場合には、他の基準の状況如何に関わらず「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と判定する。

④-3 各基準を満たしているかどうかについては、上記④-2の基本的な観点ごとの分析・判断に基づき総合的に判断する。

- ⑤ 評価基準設定の際には、機構で十分審議され、その過程の公平性及び透明性を確保するため、機構ホームページによる情報提供を行った（令和4年4月）。また、機構は、評価基準を変更する場合にも、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、広く意見を求める等の必要な措置を講じると規定している。【添付書類6－1：評価要綱（12頁）】

(2) 評価方法

評価方法は、機構が定める「評価要綱」、「自己評価要項」及び「評価手引書」による。

なお、概要は以下のとおりである。【添付書類 6-1～6-3：評価要綱（9-12 頁）、自己評価要項（1-5 頁）、評価手引書（1-12 頁）】

- ① 評価対象専門職大学が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象専門職大学に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。【添付書類 6-1～6-3：評価要綱（10-11 頁）、自己評価要項（2-3 頁）、評価手引書（2-12 頁）】
- ② 評価結果については、次の 2 通りで判断する。
 - (i) 専門職大学評価基準の領域Ⅰから領域Ⅶまでのすべての基準を満たしている場合、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している。」と評価する。【添付書類 6-1：評価要綱（10 頁）】
 - (ii) 重点評価項目と位置付けた基準Ⅰ-2、基準Ⅶ-1～Ⅶ-3 のいずれか一つでも満たしていない場合には、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と評価する。
 - (iii) (ii) 以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、専門職大学として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが、確認できれば、「・・・評価基準に適合している」、確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と評価する。

評価報告書には、上記の他、「認証評価結果」として、領域ごとに、「分析観点ごとの分析」から、対象専門職大学の目的に照らして、「評価結果の根拠・理由」及び「優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点」を具体的に記述する。

5 認証評価の実施体制

機構は、評価委員会、意見申立審査会により専門職大学の評価を実施する。

【添付書類 6-1：評価要綱（10 頁）】

(1) 専門職大学認証評価委員会（以下「評価委員会」という）

評価委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」）の作成

【添付書類 6-1～6-3：評価要綱（10 頁）、自己評価要項（3 頁）、評価手引書（1 頁）】

(2) 評価者研修

評価委員会委員は、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、機構が行う評価員研修に参加しなければならない。【添付書類 6-1、6-3：評価要綱（10 頁）、評価手引書（1 頁）】

(3) 意見申立審査会

評価委員会委員は、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定する、意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に5名程度から構成される意見申立審査会を設けて審議を行い、その議を踏まえて、評価委員会に置いて最終的な決定を行う。

【添付書類6-1～6-3：評価要綱（11頁）、自己評価要項（3頁）、評価手引書（2頁）】

(4) 会計

認証評価事業に係る経費とそれ以外の事業に係る経費を区分して整理するものとする。

【添付書類12：一般社団法人専門職高等教育質保証機構経理規程（1頁）】

6 認証評価結果の公表の方法

機構は、確定した評価報告書を刊行物及びウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。また、評価対象専門職大学から提出された自己点検評価報告書も機構のウェブサイトで公表する。

【添付書類6-1：評価要綱（10頁）】

7 認証評価の周期

専門職大学は、開設の日から5年以内に評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から5年以内ごとに評価を受けるものとする。【添付書類6-1：評価要綱（10頁）】

8 評価に係る手数料の額

別紙 QAPHE 評価手数料規程のとおり【別添2 QAPHE 評価手数料規程】

9 その他評価の実施に関し参考となる事項

(1) 意見申立ての機会の付与（学校教育法第110条第2項第3号関係）

評価対象専門職大学は評価報告書（案）受領後、機構に対して意見の申立てを行うことができる。【添付書類6-1、6-2：評価要綱（10頁）、自己評価要項（3頁）】

(2) 申請時の公表（学校教育法施行規則第169条第1項関係）

学校教育法施行規則第169条第1号に規定する事項の公表については、機構のウェブサイトに掲載する等の方法により公表する。

【添付書類6-1、6-2：評価要綱（11頁）、自己評価要項（2頁）】

- (3) 認証の取消（学校教育法第 110 条第 2 項第 5 号関係）
本機構は同法第 110 条第 2 項の規定による認証の取り消しをされたことはない。
- (4) 大学に対する認証評価機会の保証（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号関係）
本機構は、専門職大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該専門職大学の認証評価を行う。
- (5) 教育課程及び教員組織に生じた重要な変更の扱い（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）
専門職大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知しなければならない。機構は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該専門職大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。
【添付書類 6 - 2 : 自己評価要項 (5 頁)】
- (6) 経理的基礎を有する法人（学校教育法第 110 条第 2 項第 4 号関係）
本機構は、一般社団法人として、東京法務局港出張所より設立許可（平成 23 年 2 月 18 日）されており、一般社団法人関係法令及び機構の定款に則り運営されている。現在までに、法令等の違反事由はないとともに、東京法務局港出張所から改善の指摘を受けた事実もない。
機構は、資産 16,000,000 円を有しており（令和 4 年 6 月末現在）、評価事業を行う上で、十分な経理的基礎を有している。
- (7) 認証評価の実施状況（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）
本機構は、ビューティビジネス分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、平成 24 年に認証され、平成 24 年度及び平成 29 年度にハリウッド大学院大学（ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻）の認証評価を実施している。令和 4 年度には、三巡目の認証評価の実施が予定されており、令和 4 年 5 月に大学院関係者への説明会も実施している。
また、教育実践分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、令和 3 年に認証され、令和 3 年度に、星槎大学大学院（教育実践研究科）の認証評価を実施している。

令和 5 年 1 月 31 日

文 部 科 学 大 臣
永岡 桂子 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
代表理事 川口 昭彦

ファッションビジネス分野専門職大学 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 今後 5 年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続
 - 6-1 専門職大学_評価基準要綱（ファッションビジネス分野）
 - 6-2 専門職大学_自己評価実施要項（ファッションビジネス分野）
 - 6-3 専門職大学_評価実施手引書（ファッションビジネス分野）
- 7 認証評価のスケジュール
- 8 認証評価体制（組織図）
- 9 認証評価概要、認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
 - 9-1 専門職大学_認証評価基準（ファッションビジネス分野）について
 - 9-2 認証評価体制、評価委員等候補者名簿（ファッションビジネス分野）
- 10 認証評価対象専門職大学（ファッションビジネス分野）一覧
- 11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応
- 12 認証評価に関する諸規則（経理規程）

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
事務連絡担当者 事務局長 高橋 宏樹
E-mail : jimukyoku@qaphe.com
T E L : 03-3403-3432 070-4816-1286

1 名称及び事務所の所在地

- (1) 名称
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
- (2) 事務所の所在地
〒106-0032
東京都港区六本木六丁目5番17号

2 役員の氏名

別紙役員名簿のとおり 【別添1 役員名簿】

3 評価の対象

専門職大学

4 大学評価基準及び評価方法

専門職大学の評価は、評価の目的・基本の方針、評価基準及び評価の実施体制・方法等を定めた「専門職大学評価基準要綱（ファッションビジネス分野）（以下、「評価要綱）」、及び評価基準に基づいて対象大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等に関する事項を定めた「専門職大学自己評価実施要項（ファッションビジネス分野）（以下、「自己評価要項）」、並びに評価担当者が評価の意義や方法を十分に理解し共通理解のもとで職務を遂行できるようマニュアルとして定めた「専門職大学評価実施手引書（ファッションビジネス分野）（以下「評価手引書）」に基づき実施する。その概要は次のとおりである。

(1) 専門職大学評価基準

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」）の定める評価基準による。なお、概要は以下のとおり。【添付書類6-1：評価要綱（1-12頁）】

- ① 評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する専門職大学評価基準として策定されたものであり、専門職大学の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、7つの領域で構成される。【添付書類6-1：評価要綱（1-8頁）】
- ② 評価基準は、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）等を踏まえて、機構が専門職大学の教育活動等が評価基準に適合している旨の判断を行う際に、専門職大学に必要と考える要件及び評価対象大学の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定

めたものである。【添付書類 6－1：評価要綱（3－8 頁）】

- ③ 1 評価基準は、その内容により、次の 2 つに分類される。
- (i) 専門職大学において、評価基準に定められた基準を満たしていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等
 - (ii) 専門職大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例 「・・・行われていること。」「・・・機能していること。」等
- 2 基本的な観点は、基準ごとに内容を説明したものである。基本的な観点は、その内容により、次の 3 つに分類される。
- (i) 専門職大学において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であるか。」「・・・されているか。」等
 - (ii) 専門職大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例 「・・・行われているか。」「機能しているか。」等
 - (iii) 専門職大学において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。
例 「・・・が図られているか。」等

- ④ 専門職大学は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に適合認定が与えられる。【添付書類 6－1：評価要綱（1－2 頁）】

④-1 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。

④-2 重点評価項目（基準 I-2、基準 VII-1～VII-3）のいずれか一つでも満たしていない場合には、他の基準の状況如何に関わらず「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と判定する。

④-3 各基準を満たしているかどうかについては、上記④-2 の基本的な観点ごとの分析・判断に基づき総合的に判断する。

- ⑤ 評価基準設定の際には、機構で十分審議され、その過程の公平性及び透明性を確保するため、機構ホームページによる情報提供を行った（令和 4 年 4 月）。また、機構は、評価基準を変更する場合にも、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、広く意見を求める等の必要な措置を講じると規定している。【添付書類 6－1：評価要綱（12 頁）】

(2) 評価方法

評価方法は、機構が定める「評価要綱」、「自己評価要項」及び「評価手引書」による。

なお、概要は以下のとおりである。【添付書類 6-1～6-3：評価要綱（9-12 頁）、自己評価要項（1-5 頁）、評価手引書（1-12 頁）】

- ① 評価対象専門職大学が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象専門職大学に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。【添付書類 6-1～6-3：評価要綱（10-11 頁）、自己評価要項（2-3 頁）、評価手引書（2-12 頁）】
- ② 評価結果については、次の 2 通りで判断する。
 - (i) 専門職大学評価基準の領域Ⅰから領域Ⅶまでのすべての基準を満たしている場合、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している。」と評価する。【添付書類 6-1：評価要綱（10 頁）】
 - (ii) 重点評価項目と位置付けた基準Ⅰ-2、基準Ⅶ-1～Ⅶ-3 のいずれか一つでも満たしていない場合には、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と評価する。
 - (iii) (ii) 以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、専門職大学として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが、確認できれば、「・・・評価基準に適合している」、確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と評価する。

評価報告書には、上記の他、「認証評価結果」として、領域ごとに、「分析観点ごとの分析」から、対象専門職大学の目的に照らして、「評価結果の根拠・理由」及び「優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点」を具体的に記述する。

5 認証評価の実施体制

機構は、評価委員会、意見申立審査会により専門職大学の評価を実施する。

【添付書類 6-1：評価要綱（10 頁）】

(1) 専門職大学認証評価委員会（以下「評価委員会」という）

評価委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」）の作成

【添付書類 6-1～6-3：評価要綱（10 頁）、自己評価要項（3 頁）、評価手引書（1 頁）】

(2) 評価者研修

評価委員会委員は、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、機構が行う評価員研修に参加しなければならない。【添付書類 6-1、6-3：評価要綱（10 頁）、評価手引書（1 頁）】

(3) 意見申立審査会

評価委員会委員は、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定する、意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に5名程度から構成される意見申立審査会を設けて審議を行い、その議を踏まえて、評価委員会に置いて最終的な決定を行う。

【添付書類6-1～6-3：評価要綱（11頁）、自己評価要項（3頁）、評価手引書（2頁）】

(4) 会計

認証評価事業に係る経費とそれ以外の事業に係る経費を区分して整理するものとする。

【添付書類12：一般社団法人専門職高等教育質保証機構経理規程（1頁）】

6 認証評価結果の公表の方法

機構は、確定した評価報告書を刊行物及びウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。また、評価対象専門職大学から提出された自己点検評価報告書も機構のウェブサイトで公表する。

【添付書類6-1：評価要綱（10頁）】

7 認証評価の周期

専門職大学は、開設の日から5年以内に評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から5年以内ごとに評価を受けるものとする。【添付書類6-1：評価要綱（10頁）】

8 評価に係る手数料の額

別紙 QAPHE 評価手数料規程のとおり【別添2 QAPHE 評価手数料規程】

9 その他評価の実施に関し参考となる事項

(1) 意見申立ての機会の付与（学校教育法第110条第2項第3号関係）

評価対象専門職大学は評価報告書（案）受領後、機構に対して意見の申立てを行うことができる。【添付書類6-1、6-2：評価要綱（10頁）、自己評価要項（3頁）】

(2) 申請時の公表（学校教育法施行規則第169条第1項関係）

学校教育法施行規則第169条第1号に規定する事項の公表については、機構のウェブサイトに掲載する等の方法により公表する。

【添付書類6-1、6-2：評価要綱（11頁）、自己評価要項（2頁）】

- (3) 認証の取消（学校教育法第 110 条第 2 項第 5 号関係）
本機構は同法第 110 条第 2 項の規定による認証の取り消しをされたことはない。
- (4) 大学に対する認証評価機会の保証（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号関係）
本機構は、専門職大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該専門職大学の認証評価を行う。
- (5) 教育課程及び教員組織に生じた重要な変更の扱い（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）
専門職大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知しなければならない。機構は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該専門職大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。
【添付書類 6 - 2 : 自己評価要項 (5 頁)】
- (6) 経理的基礎を有する法人（学校教育法第 110 条第 2 項第 4 号関係）
本機構は、一般社団法人として、東京法務局港出張所より設立許可（平成 23 年 2 月 18 日）されており、一般社団法人関係法令及び機構の定款に則り運営されている。現在までに、法令等の違反事由はないとともに、東京法務局港出張所から改善の指摘を受けた事実もない。
機構は、資産 16,000,000 円を有しており（令和 4 年 6 月末現在）、評価事業を行う上で、十分な経理的基礎を有している。
- (7) 認証評価の実施状況（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）
本機構は、ビューティビジネス分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、平成 24 年に認証され、平成 24 年度及び平成 29 年度にハリウッド大学院大学（ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻）の認証評価を実施している。令和 4 年度には、三巡目の認証評価の実施が予定されており、令和 4 年 5 月に大学院関係者への説明会も実施している。
また、教育実践分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、令和 3 年に認証され、令和 3 年度に、星槎大学大学院（教育実践研究科）の認証評価を実施している。

令和 5 年 1 月 31 日

文 部 科 学 大 臣
永岡 桂子 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
代表理事 川口 昭彦

動物ケア分野専門職短期大学 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 短期大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 今後 5 年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続
 - 6-1 専門職短期大学_評価基準要綱（動物ケア分野）
 - 6-2 専門職短期大学_自己評価実施要項（動物ケア分野）
 - 6-3 専門職短期大学_評価実施手引書（動物ケア分野）
- 7 認証評価のスケジュール
- 8 認証評価体制（組織図）
- 9 認証評価概要、認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
 - 9-1 専門職短期大学_認証評価基準（動物ケア分野）について
 - 9-2 認証評価体制、評価委員等候補者名簿（動物ケア分野）
- 10 認証評価対象専門職短期大学（動物ケア分野）一覧
- 11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応
- 12 認証評価に関する諸規則（経理規程）

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
事務連絡担当者 事務局長 高橋 宏樹
E-mail : jimukyoku@qaphe.com
TEL : 03-3403-3432 070-4816-1286

1 名称及び事務所の所在地

- (1) 名称
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
- (2) 事務所の所在地
〒106-0032
東京都港区六本木六丁目5番17号

2 役員の氏名

別紙役員名簿のとおり 【別添1 役員名簿】

3 評価の対象

専門職短期大学

4 短期大学評価基準及び評価方法

専門職短期大学の評価は、評価の目的・基本的方針、評価基準及び評価の実施体制・方法等を定めた「専門職短期大学評価基準要綱（専門職短期大学分野別認証評価）（以下、「評価要綱）」、及び評価基準に基づいて対象短期大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等に関する事項を定めた「専門職短期大学自己評価実施要項（専門職短期大学分野別認証評価）（以下、「自己評価要項）」、並びに評価担当者が評価の意義や方法を十分に理解し共通理解のもとで職務を遂行できるようマニュアルとして定めた「専門職短期大学評価実施手引書（専門職短期大学分野別認証評価（以下「評価手引書）」に基づき実施する。その概要は次のとおりである。

(1) 専門職短期大学評価基準

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」）の定める評価基準による。なお、概要は以下のとおり。【添付書類6-1：評価要綱（1-12頁）】

- ① 評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する専門職短期大学評価基準として策定されたものであり、専門職短期大学の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、7つの領域で構成される。

【添付書類6-1：評価要綱（1-8頁）】

- ② 評価基準は、専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）等を踏まえて、機構が専門職短期大学の教育活動等が評価基準に適合している旨の判断を行う際に、専門職短期大学に必要と考える要件及び評価対象短期大学の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定めたものである。【添付書類6-1：評価要綱（3-8頁）】

- ③ 1 評価基準は、その内容により、次の2つに分類される。
- (i) 専門職短期大学において、評価基準に定められた基準を満たしていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等
 - (ii) 専門職短期大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例 「・・・行われていること。」「・・・機能していること。」等
- ③ 2 基本的な観点とは、基準ごとに内容を説明したものである。基本的な観点は、その内容により、次の3つに分類される。
- (i) 専門職短期大学において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であるか。」「・・・されているか。」等
 - (ii) 専門職短期大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例 「・・・行われているか。」「機能しているか。」等
 - (iii) 専門職短期大学において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。
例 「・・・が図られているか。」等
- ④ 専門職短期大学は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に適合認定が与えられる。【添付書類6-1：評価要綱（1-2頁）】
- ④-1 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。
 - ④-2 重点評価項目（基準I-2、基準VII-1～VII-3）のいずれか一つを満たしていない場合には、他の基準の状況如何に関わらず「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と判定する。
 - ④-3 各基準を満たしているかどうかについては、上記④-2の基本的な観点ごとの分析・判断に基づき総合的に判断する。
- ⑤ 評価基準設定の際には、機構で十分審議され、その過程の公平性及び透明性を確保するため、機構ホームページによる情報提供を行った（令和4年4月）。また、機構は、評価基準を変更する場合にも、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、広く意見を求める等の必要な措置を講じると規定している。【添付書類6-1：評価要綱（12頁）】

(2) 評価方法

評価方法は、機構が定める「評価要綱」、「自己評価要項」及び「評価手引書」による。なお、概要は以下のとおりである。【添付書類6-1～6-3：評価要綱（9-12頁）、自己

評価要項（1-5頁）、評価手引書（1-12頁）】

- ① 評価対象専門職短期大学が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象専門職短期大学に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。【添付書類6-1～6-3：評価要綱（10-11頁）、自己評価要項（2-3頁）、評価手引書（2-12頁）】
- ② 評価結果については、次の2通りで判断する。
 - (i) 専門職短期大学評価基準の領域Ⅰから領域Ⅶまでのすべての基準を満たしている場合、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している。」と評価する。
【添付書類6-1：評価要綱（10頁）】
 - (ii) 重点評価項目と位置付けた基準Ⅰ-2、基準Ⅶ-1～Ⅶ-3のいずれか一つでも満たしていない場合には、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と評価する。
 - (iii) (ii)以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、専門職短期大学として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが、確認できれば、「・・・評価基準に適合している」、確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と評価する。

評価報告書には、上記の他、「認証評価結果」として、領域ごとに、「分析観点ごとの分析」から、対象専門職短期大学の目的に照らして、「評価結果の根拠・理由」及び「優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点」を具体的に記述する。

5 認証評価の実施体制

機構は、評価委員会、意見申立審査会により専門職短期大学の評価を実施する。

【添付書類6-1：評価要綱（10頁）】

(1) 専門職短期大学認証評価委員会（以下「評価委員会」という）

評価委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」）の作成

【添付書類6-1～6-3：評価要綱（10頁）、自己評価要項（3頁）、評価手引書（1頁）】

(2) 評価者研修

評価委員会委員は、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、機構が行う評価員研修に参加しなければならない。

【添付書類6-1、6-3：評価要綱（10頁）、評価手引書（1頁）】

(3) 意見申立審査会

評価委員会委員は、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象短期大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定する、意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に5名程度から構成される意見申立審査会を設けて審議を行い、その議を踏まえて、評価委員会に置いて最終的な決定を行う。【添付書類6-1～6-3：評価要綱（11頁）、自己評価要項（3頁）、評価手引書（2頁）】

(4) 会計

認証評価事業に係る経費とそれ以外の事業に係る経費を区分して整理するものとする。

【添付書類12：一般社団法人専門職高等教育質保証機構経理規程（1頁）】

6 認証評価結果の公表の方法

機構は、確定した評価報告書を刊行物及びウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。また、評価対象専門職短期大学から提出された自己点検評価報告書も機構のウェブサイトで公表する。

【添付書類6-1：評価要綱（10頁）】

7 認証評価の周期

専門職短期大学は、開設の日から5年以内に評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から5年以内ごとに評価を受けるものとする。【添付書類6-1：評価要綱（10頁）】

8 評価に係る手数料の額

別紙 QAPHE 評価手数料規程のとおり【別添2 QAPHE 評価手数料規程】

9 その他評価の実施に関し参考となる事項

(1) 意見申立ての機会の付与（学校教育法第110条第2項第3号関係）

評価対象専門職短期大学は評価報告書（案）受領後、機構に対して意見の申立てを行うことができる。【添付書類6-1、6-2：評価要綱（10頁）、自己評価要項（3頁）】

(2) 申請時の公表（学校教育法施行規則第169条第1項関係）

学校教育法施行規則第169条第1号に規定する事項の公表については、機構のウェブサイトに掲載する等の方法により公表する。

【添付書類6-1、6-2：評価要綱（11頁）、自己評価要項（2頁）】

(3) 認証の取消（学校教育法第 110 条第 2 項第 5 号関係）

本機構は同法第 110 条第 2 項の規定による認証の取り消しをされたことはない。

(4) 短期大学に対する認証評価機会の保証（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号関係）

本機構は、専門職短期大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該専門職短期大学の認証評価を行う。

(5) 教育課程及び教員組織に生じた重要な変更の扱い（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）

専門職短期大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知しなければならない。機構は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該専門職短期大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。【添付書類 6-2：自己評価要項（5 頁）】

(6) 経理的基礎を有する法人（学校教育法第 110 条第 2 項第 4 号関係）

本機構は、一般社団法人として、東京法務局港出張所より設立許可（平成 23 年 2 月 18 日）されており、一般社団法人関係法令及び機構の定款に則り運営されている。現在までに、法令等の違反事由はないとともに、東京法務局港出張所から改善の指摘を受けた事実もない。

機構は、資産 16,000,000 円を有しており（令和 4 年 6 月末現在）、評価事業を行う上で、十分な経理的基礎を有している。

(7) 認証評価の実施状況（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）

本機構は、ビューティビジネス分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として平成 24 年に認証され、平成 24 年度及び平成 29 年度にハリウッド大学院大学（ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻）の認証評価を実施している。令和 4 年度には、三巡目の認証評価の実施が予定されており、令和 4 年 5 月に大学院関係者への説明会も実施している。

また、教育実践分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、令和 3 年に認証され、令和 3 年度に、星槎大学大学院（教育実践研究科）の認証評価を実施している。

役員名簿

2022年6月30日現在
一般社団法人専門職高等教育質保証機構

役職	氏名	所属・役職
代表理事	川口 昭彦	大学改革支援・学位授与機構 顧問・名誉教授
理事	岡本比呂志	全国専修学校各種学校総連合会副会長 学校法人中央情報学園理事長
理事	合田 隆史	一般社団法人 文教夢倶楽部 代表理事 前尚綱学院大学学長 元文部科学省生涯学習局政策局長
理事	小林 光俊	学校法人敬心学園理事長 前全国専修学校各種学校総連合会会長
理事	佐藤 和彦	東京都高等学校進路指導協議会会長 東京都立松原高等学校校長
理事	原 勝則	公益社団法人国民健康保険中央会理事長 元厚生労働省審議官
理事	山中 祥弘	学校法人メイ・ウシヤマ学園理事長
理事	吉井 真人	全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長
監事	梶間 栄一	梶間公認会計士・税理士事務所 代表
監事	酒井 伸夫	酒井法律事務所 代表

一般社団法人専門職高等教育質保証機構 評価手数料等に関する規程

令和4年6月30日決定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「当機構」という。）が一般社団法人専門職高等教育質保証機構定款第4条に基づいて行う大学等の教育研究活動等に関する第三者評価等に関する手数料等について定める。

(認証評価に関する手数料)

第2条 認証評価に係る手数料は、評価の種別に応じて別表1の通りとする。ただし、大学等において、次の各号に該当する場合は、手数料の算出基礎としない。

- 一 申請前年度に学生募集を停止している学部若しくは研究科又は学科
- 二 二部（夜間）又は通信教育の課程が同一分野の昼間の学部若しくは研究科又は学科に併設されている場合

2 追評価に係る手数料は、評価の種別に応じて別表2の通りとする。ただし、評価の内容に応じて、300,000円を上限として、これに消費税を加えた金額を上乗せする場合がある。

(専門学校第三者評価に関する手数料)

第3条 専門学校第三者評価に係る手数料は、評価の種別及び会員区分に応じて別表3の通りとする。

(非会員の大学等の評価手数料の取り扱い)

第4条 非会員の大学等が評価を受ける際の手数料は、第2条第1項に規定する額に加え、当該大学等が会員になった場合の年間会費の5倍に相当する額を加算した額とする。ただし、初めての評価の場合に限り、当機構の1年分の会費を加算するものとする。

(意見申立に要する経費)

第5条 意見申立審査において、意見聴取、実地検証その他の措置を講じた場合、これに要した経費を実費で請求するものとする。

(納入期日)

第6条 手数料等は、指定された期日までに納入しなければならない。

(返還)

第7条 納入された手数料等は、特段の事由のない限り、返還しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別表1：認証評価に係る手数料（第2条第1項関係）

種別		金額
分野別認証評価	専門職大学	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。ただし、基本費用には一つの学部の評価を含むものとする。 一 基本費用 2,000,000 円 二 申請前年度に設置している学部の数に 200,000 円を乗じた金額
	専門職短期大学	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。ただし、基本費用には一つの学科の評価を含むものとする。 一 基本費用 1,800,000 円 二 申請前年度に設置している学科の数に 200,000 円を乗じた金額
	専門職大学院	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。ただし、基本費用には一つの研究科の評価を含むものとする。 一 基本費用 2,625,000 円 二 申請前年度に設置している研究科の数に 200,000 円を乗じた金額

別表2：追評価に係る手数料（第2条第2項関係）

種別		金額
分野別認証評価	専門職大学	一つの専門職大学あたり 700,000 円に消費税を加えた金額とする。
	専門職短期大学	一つの専門職短期大学あたり 700,000 円に消費税を加えた金額とする。
	専門職大学院	一つの専門職大学院あたり 700,000 円に消費税を加えた金額とする。

別表3：専門学校第三者評価に係る手数料（第3条第1項関係）

種別	金額
専門学校	次の各号に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 会員： 900,000 円 二 非会員： 1,200,000 円 ただし、分野が複数認識される場合、一分野追加につき、75,000 円(非会員の場合 100,000 円)を加えた金額とする。

一般社団法人専門職高等教育質保証機構の概要及び 申請のあった評価事業の概要

1. 専門職高等教育質保証機構の概要

- 設立目的：
 1. 専門職高等教育の高度化、多様化、国際化に対応して、専門職高等教育の教育研究実践に係る教育機関の評価を行なうことによって、専門職高等教育の発展に貢献する。
 2. 評価の成果を被評価機関にフィードバックし、その質の向上に努める。
 3. 評価の成果を広く社会に情報開示し、専門職高等教育の発展と国際化に貢献する。

- 住所：東京都港区六本木六丁目5番17号

- 設立年月日：平成23年2月18日

- 代表者：代表理事 川口 昭彦
(大学改革支援・学位授与機構 名誉教授)

- 主な事業：
 - ① 専門職大学院や専修学校の教育研究及び実践に関する第三者評価
 - ② 評価対象となる教育研究機関の教育研修事業
 - ③ 実践・教育研究に関する情報収集及び研究、普及啓発活動等
 - ④ 事業に附帯または関連する事業

- 認証評価の実施実績

【分野別評価（ビューティビジネス分野）】	
① 第1サイクル（H16～H20）の受審大学数	<u>0</u> 大学
② 第2サイクル（H21～H25）の受審大学数	<u>1</u> 大学
③ 第3サイクル（H26～H30）の受審大学数	<u>1</u> 大学
④ 第4サイクル（H31～R5）の受審大学数	<u>1</u> 大学
【分野別評価（教育実践分野）】	
① 第1サイクル（H16～H20）の受審大学数	<u>0</u> 大学
② 第2サイクル（H21～H25）の受審大学数	<u>0</u> 大学

③ 第3サイクル (H26～H30) の受審大学数	<u>0</u> 大学
④ 第4サイクル (H31～R5) の受審大学数	<u>1</u> 大学

2. 申請のあった評価事業の概要

- 評価の対象：
 - (1) 専門職大学（リハビリテーション分野）
 - (2) 専門職大学（ファッションビジネス分野）
 - (3) 専門職短期大学（動物ケア分野）

- 評価の周期：5年以内ごと

- 評価手数料の額（案）
 - 専門職大学：基本費用 2,000,000 円
 + 1 学部につき 200,000 円（消費税抜き）
 - 専門職短期大学：基本費用 1,800,000 円
 + 1 学科につき 200,000 円（消費税抜き）

- 大学評価基準（案）：

評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する専門職大学評価基準（専門職短期大学評価基準）として策定されたものであり、専門職大学（専門職短期大学）の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、7つの領域で構成される。

- 評価方法（案）：

評価対象校が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象校に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。

- 評価結果（案）：
 - ① 各評価基準の領域Ⅰから領域Ⅶまでのすべての基準を満たしている場合、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している。」と評価する。
 - ② 重点評価項目と位置付けた基準Ⅰ-2、基準Ⅶ-1～Ⅶ-3のいずれか一つでも満たしていない場合には、「専門職高等教育

質保証機構が定める評価基準に適合していない」と評価する。

- ③ ②以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、専門職大学（専門職短期大学）として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが、確認できれば、「・・・評価基準に適合している」、確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と評価する。

- 対象専門職大学・専門職短期大学（令和5年2月現在）
別紙のとおり

リハビリテーション分野 専門職大学一覧 (2022年4月現在)

開設年度	大学名	学部名	学科名	学位名
2019年度	高知リハビリテーション専門職大学	リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	理学療法学士 (専門職)
				作業療法学士 (専門職)
				言語聴覚学士 (専門職)
2020年度	岡山医療専門職大学	健康科学部	リハビリテーション学科	理学療法学士 (専門職)
				作業療法学士 (専門職)
	東京保健医療専門職大学	リハビリテーション学部	理学療法学科	理学療法学士 (専門職)
			作業療法学科	作業療法学士 (専門職)
	びわこリハビリテーション専門職大学	リハビリテーション学部	理学療法学科	理学療法学士 (専門職)
			作業療法学科	作業療法学士 (専門職)
2021年度	和歌山リハビリテーション専門職大学	健康科学部	理学療法学科	理学療法学士 (専門職)
			作業療法学科	作業療法学士 (専門職)
2022年度	アール医療専門職大学	リハビリテーション学部	理学療法学科	理学療法学士 (専門職)
			作業療法学科	作業療法学士 (専門職)

ファッションビジネス分野 専門職大学一覧（2022年4月現在）

開設年度	大学名	学部名	学科名	学位名
2019年度	国際ファッション 専門職大学	国際ファッション学部	ファッションクリエイション学科	ファッションクリエイション学士（専門職）
			ファッションビジネス学科	ファッションビジネス学士（専門職）
			大阪ファッションクリエイション・ ビジネス学科	ファッションクリエイション・ビジネス学士 （専門職）
			名古屋ファッションクリエイショ ン・ビジネス学科	

動物ケア分野 専門職短期大学一覧（2022年4月現在）

開設年度	短期大学名	学科名	学位名
2019年度	ヤマザキ動物看護専門職短期大学	動物トータルケア学科	動物看護短期大学士（専門職）